

産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領 改正の概要

1 登記されていないことの証明書における記載内容の確認について

静岡地方法務局戸籍課への照会に基づき、登記されていないことの証明書に記載されている氏名及び住所等の確認について、所要の改正を行いました。

2 優良産廃処理業者認定制度の運用について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正により、申請者が事業の透明性に係る基準に関する書類を提出するときは、自らの名義で書類を作成するのみならず、環境大臣が指定する者の作成した書類を提出することができることとされたことについて、所要の改正を行いました。

また、法施行規則の改正に伴い、「優良産廃処理業者認定制度 運用マニュアル」の内容が改訂されたことについても、所要の改正を行いました。

3 許可申請等に係る取扱いについて

以下の内容について、改正を行いました。

- ① 試験検査成績書の写しの添付を不要にしました。
- ② 繰上げ更新を希望する場合の申請書の提出時期を明確にしました。
- ③ 電池又はランプ類を取り扱う場合において、水銀含有産業廃棄物を含んでいることを示す書類の添付を不要にしました。
- ④ 処分業の許可申請等において、法第15条施設を保有している場合には、産業廃棄物処理施設許可証等の添付を求めることにしました。
- ⑤ 許可証における「許可の更新又は変更の状況」の記載方法を明確にしました。
- ⑥ 日本人で海外在住の役員等について、住民票の写しに代わる書類を明確にしました。
- ⑦ 水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更について、他の変更と同一の届出書とすることを認めることにしました。

4 その他

法施行規則改正による条文ずれ等について、所要の改正を行いました。

【施行期日】

令和3年4月1日